

神まち水第89号
平成26年3月14日

水道ご利用の皆様へ

神崎町水道事業

消費税率引き上げに伴う水道料金の改定について（お知らせ）
日頃より神崎町水道事業にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道料金を下記のとおり改定させていただきますのでお知らせ致します。

記

① 水道料金

口径	基本料金(1ヶ月につき)		
	基本水量	改定後	現行
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで	<u>2,160 円</u>	2,100 円
25mm	使用数量 20 m ³ まで	<u>4,423 円</u>	4,300 円
30mm		<u>4,526 円</u>	4,400 円
40mm		<u>4,628 円</u>	4,500 円
50mm		<u>5,349 円</u>	5,200 円

超過料金(1 m ³ につき)		
使用水量	改定後	現行
30 m ³ まで	<u>216 円</u>	210 円
30 m ³ を超え 100 m ³ まで	<u>226 円</u>	220 円
100 m ³ を超えるもの	<u>237 円</u>	230 円

② 給水申込負担金

使用する量 水器の口径	負担金の額	
	改定後	現行
13mm	<u>113,400 円</u>	110,250 円
20mm	<u>226,800 円</u>	220,500 円
25mm	<u>453,600 円</u>	441,000 円

ご不明な点がございましたら、神崎町水道事業（電話72-3322）までお問い合わせ下さい。